

建築物の所有者・管理者又は使用者・販売店等各位
(建築物を所有もしくは実際に利用する方(居住者等)へ)

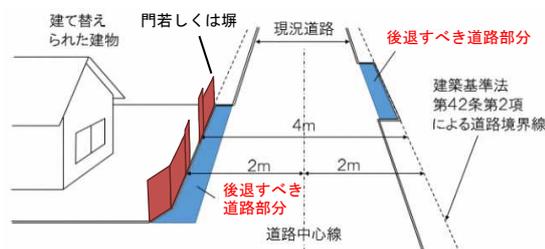
完了検査後の建築物の適正な手続について(お願い)

- この検査済証は、建築基準法の完了検査に合格したことを証明するものですので、大切に保管してください。
- 建築物の所有者・管理者又は使用者等には、建築物を常時適法な状態に維持する努力義務が課せられています。また、完了検査後の増築等で、新たに法適合性を確認するための建築確認申請が必要であるにもかかわらず、その手続きを怠った場合は、建築基準法違反となりますので注意してください。
- 違反となる事例としては、完了検査後に建築確認申請をせずにカーポートや所定の規模を超える物置を設置したり、後退すべき道路に門若しくは塀等を設置されたりすることがあり、これらは全て建築基準法に抵触する行為となります。

《建築確認申請が必要となる場合のある増築》 《後退すべき道路部分には門若しくは塀等の設置はできません》



カーポートのイメージ 物置のイメージ



後退が必要な道路のイメージ

- 完了検査後に法規制に抵触している増築工事等が発見された場合は、特定行政庁より違反是正指導を受ける場合があります。
- 建築物の増築工事等については、あらかじめ建築士や特定行政庁[※]にご相談いただいたうえで適正な手続き後に進めていただきますようお願いいたします。

※ 特定行政庁：違反建築物に対する是正命令等の建築行政全般を司る行政機関。

吹田市 都市計画部 開発審査室
Tel : 06-6384-1984